

「個人番号（マイナンバー）を利用する事務」に関する手続きについて

マイナンバー制度の開始により、平成28年1月から社会保障関係の一部申請等手続き時に個人番号（マイナンバー）の記入（番号確認）、および手続きをおこなう方の身元確認が必要となります。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



○本人が窓口に来られる場合

本人の番号確認と身元確認をおこないます。

①②③のうちいずれかをご用意ください。

- ①個人番号カード（表面・裏面） カード原本
- ②個人番号通知カード もしくは
住民票の写し（個人番号記載分）、
住民票記載事項証明書（個人番号記載分） など と
※1 顔写真付きの公的証明 を1点
- ③個人番号通知カード もしくは
住民票の写し（個人番号記載分）、
住民票記載事項証明書（個人番号記載分） など と
※2 公的な本人確認書類（写真なし） を2点

○代理人が窓口に来られる場合

対象者本人の個人番号確認・代理人の身元確認・代理人の法的資格確認 をおこないます。

本人の個人番号確認

- ・個人番号カード
 - ・番号通知カード
 - ・住民票の写し
[個人番号記載分]
 - ・住民票記載事項証明書
[個人番号記載分]
- いずれか1点

代理人の身元確認

- ※1 顔写真付きの
公的証明を1点
- ※2 お持ちでない方は、
公的な本人確認書類
（写真無し）を2点

代理人の法的資格確認

- ・法定代理人の場合は、
戸籍謄本・後見人等であることが
わかる登記事項証明書などを
提示してください。
- ・任意代理人の場合は、
「委任状」提出が必要です。

※1 「顔写真付きの公的証明」本人確認書類について

- ①個人番号カード
- ②運転免許証、運転履歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- ③官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの
（氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの）

※2「公的な本人確認書類（写真なし）」

上記①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上をご用意ください。

各種保険証（公的医療保険の被保険者証）・年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類で個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（氏名、生年月日又は住所、が記載されているもの）